

企画競争実施の公示

令和2年5月20日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和元年度予備費訪日外国人旅行者周遊促進事業

「【事業者支援②】インバウンドビジネスプレーヤー・マッチング事業」

(2) 業務内容

別紙、説明書による。

(3) 履行期限

令和3年3月10日(水)

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) (一社)山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3. 手続等

(1) 担当部署

(一社)山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町311番地 米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail: sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL:0859-21-1502 / FAX:0859-21-1524

(2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書(A4判15枚程度)に併せて、次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・事業の定性的・定量的な目標値

- ・業務の実施体制、実施工程
- ・緊急時の連絡体制
- ・苦情等相談に係る処理体制
- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況(該当する場合)
- ・業務項目別の経費概算
- ・再委託等の有無及び予定(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限: 令和2年6月1日(月)17時00分(必着)

場 所: (1)に同じ。

方 法: 持参もしくは郵送により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

(4) ヒアリング実施の有無 無

(5) 契約の相手方として最適なものを特定(以下「特定」という)するための企画提案書の評価基準

- ①業務内容の理解度: 調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ②提案内容の優良性: 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③提案内容の独創性: 独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④業務遂行の安定性: 実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤業務成果の中立性: 適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥必要経費: 業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦専門的知識: 業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本業務の支払条件及び概算予算額

・支払条件: 完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内。

・概算予算額: 1,200万円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む)

(4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。

(6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。

(7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。

(9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。

- (10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (11) 特定した提案内容については、(一社)山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。
- (12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、(一社)山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、(一社)山陰インバウンド機構との契約関係を生じるものではない。
- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から 14 日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、(一社)山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。
- ・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ・企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は(一社)山陰インバウンド機構に帰属する。
- (16) 不明な点等の問い合わせ先等
- ・問い合わせ先: 3. (1)に同じ(担当: 福間・中村・米村)
 - ・問い合わせ方法: 電話又は電子メール
 - ・問い合わせ期間: 公示の日から、3. (3)に記載の提出期限まで
- なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

説 明 書

1. 業務名

令和元年度予備費訪日外国人旅行者周遊促進事業

「【事業者支援②】インバウンドビジネスプレイヤー・マッチング事業」

2. 実施時期

契約締結の日～令和3年3月10日

3. 業務の目的

2020年40万人泊達成に向けた誘客を促進するため、山陰全体の活性化に結び付けることが出来る観光地域づくりのインバウンドビジネスプレイヤー（人・事業者）（以下「プレイヤー」と呼ぶ。）の育成・養成と、既に事業展開しているプレイヤーの研鑽を行う。また、これらのプレイヤーとこれまでの取り組みを通じて育ってきたプレイヤーや、新たに参画するプレイヤー等をつなぐことによるプレイヤー同士の連携（コミュニティ形成）から新たなビジネスプランが生み出される仕組み構築する。

4. 業務の内容

これまで、講演会やフォーラムの開催により多くの人にインバウンドビジネスに関わるきっかけづくりの場を提供してきた。また、近年では訪日外国人旅行者が山陰地域の住民や事業者の目に触れるほどに増加してきた。その反面、訪日外国人旅行者をビジネス顧客の対象として捉える企業や事業者は少ない。

そこで、訪日外国人旅行者の周遊滞在促進を図り、消費拡大・満足度向上につなげ、誘客を山陰全体の活性化に結び付ける為に、本事業では次の3つの場を設定・運営し、成果目標を達成する。

- ① プレイヤーに必要な情報、ノウハウ等を提供する場（専門的セミナー）
- ② プレイヤー同士の意見交換を通して、相互理解の深化や、連携（マッチング）の強化、情報・ノウハウを共有することによる課題解決や新たなビジネスモデルの構想に結び付けるためのコミュニティ形成の場
- ③ プレイヤーのビジネスコンテンツをモニタリングする場

専門的セミナーの開催

インバウンドビジネスの起業を目指そうとするプレイヤー向けの「参入編セミナー」と、事業展開中のプレイヤーが課題解決や研鑽を積むことのできる「ステップアップ編セミナー」を企画、運営し、学びの場を提供しビジネスプラン構築のサポートを行う。

(1) 参入編セミナー

- ① 受講対象は、起業に興味のある事業者、企業内の新規事業・新規商品企画担当者等。または学びなおす事を必要とする事業者等。
- ② 講師は、インバウンドビジネス実践者、事業を展開するために必要な知見を持ち、体験談の紹介や助言・提言等を行うことができる者。

(2) ステップアップ編セミナー

- ① 受講対象は、事業展開中のプレーヤー等。
- ② 参加者が、課題や成功要因等について意見交換出来る場を作る。
- ③ 講師は金融機関の職員等、プレーヤーに対し課題解決に向けた助言・提言等を行うことができる者。

※尚、上記(1)、(2)は、原則WEB形式で実施することとする。

《実施回数及び成果目標について》

セミナー実施回数 3回以上

セミナー参加者によるビジネスプラン構築数 10件

プレーヤー同士の理解深化、交流の場（ワークショップ等）の設定

プレーヤー同士が交流を図ることのできる場を設定・運営し、連携によるコミュニティ形成や新たなビジネスプランの構想を引き出す場とする。

- ① 参加したプレーヤー同士が意見交換を出来る機会を設ける。
- ② それぞれの取組の課題抽出や、今後の見込などについて情報交換も行えるようにする。
- ③ 金融機関等支援機関職員や専門家等からプレーヤーに対し助言・提言等を行う。

※尚、原則WEB形式で実施することとする。

《実施回数及び成果目標について》

実施回数 3回以上、参加者によるビジネスプラン構築数 6件

コンテンツモニタリングの場の設定

複数事業者が造成したコンテンツの課題を抽出し、改善を図るための場として、モニターツアーと商談会等を実施する。

モニターツアーについては、外国人モニターを活用した1泊2日程度のものであるとする。商談会等については、FIT向け販売を想定し、エージェント等向けにセールス等を行うものとする。

実施後には、外国人モニター、エージェント等による評価をもとに改善に取り組む。

《実施回数及び成果目標について》

実施回数 2回以上（モニターツアー、商談会等各1回以上）

課題抽出、改善取組数 6件以上

※本事業における「コミュニティ」とは、

一定の価値観を共有した、又は取引関係でつながる数事業者からなるグループをコミュニティとし、事業者同士の連携(マッチング)により形成され、事業者同士が十分に意思疎通を図ることの出来る比較的小規模なものと定義する。

コミュニティでは、お互いを補完し合い課題解決や必要に応じて事業に共に取組み、また特定の情報やノウハウ等を共有する。

5. 企画提案、業務の実施、運営について

- (1) 企画提案においては、本事業の趣旨、目的を理解し、成果が最大限期待できる企画を提案すること。
- (2) 本事業における「コミュニティ形成」の必要性や意義について、またコミュニティを維持・促進していく為に必要な取組等を企画提案書に提示すること。
- (3) また、上記取組は、原則、次年度以降も継続可能な仕組みであること。
- (4) 本業務の実施にあたっては、当機構と十分協議のうえ実施すること。

6. 成果物の提出等

(1) 成果物

事業実施報告書 (A4版) 5部 (紙媒体)

(2) 提出場所

一般社団法人山陰インバウンド機構

(3) 提出期限

令和3年3月10日(水)

なお、作成にあたっては、以下について留意のこと

- ①事前に監督職員の承認を受けること
- ②事業実施状況等をわかり易く編集すること
- ③事業実施による効果を調査し、取りまとめること

7. その他

- (1) 当機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、「Japan. Endless Discovery.」や「縁の道～山陰～」のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構の進める事業の趣旨に沿って行うよう配慮すること。